

令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

2 履行期限

令和7年3月31日

3 事業目的

たつの市国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査の受診結果及び診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）から、糖尿病性腎症の重症化予防が必要と思われる者に対して、保健指導の実施及び医療機関への未受診者に対する受診勧奨を行い、生活習慣の改善を促し、糖尿病性腎症による人工透析への移行を阻止する等、生活の質（QOL）の維持・向上及び医療費抑制を目的とする。

4 業務内容

(1) 糖尿病性腎症重症化予防事業データベース作成

ア データベースの構築

たつの市（以下「市」という。）が提供するレセプトデータ、特定健康診査結果、国保資格情報等を用いて、本事業に資するデータベースの構築を行うこと。その際、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、全ての傷病名を集計すること。ただし、診療内容から判断して、実際には治療されていないことが明らかな傷病名は除外すること。

なお、市が提供するデータは次のとおりであるが、データベース構築に追加が必要となるものがあれば、受託者は市と協議すること。

①	レセプトデータ 厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったもの。 ・ 医科・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」 ・ DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」 ・ 調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」
②	特定健康診査結果ファイル ・ FKAC131.CSV 特定健診受診者 ・ FKAC163.CSV 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報） ・ FKAC164.CSV 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）
③	被保険者データ 提供時点における国民健康保険の被保険者情報がわかるもの。

イ 本事業候補者の抽出

(ア) アで構築したデータベースを基に、特定健康診査結果及び診療内容による判定を行い、糖尿病性腎症を罹患する被保険者を糖尿病性腎症合同委員会の「糖尿病性腎症病期分類」に基づく「腎症前期」「早期腎症期」「顕性腎症期」「腎不全期」「透析療法期」の病期に分類すること。

(イ) (ア)で分類された被保険者のリストに、必要なデータ（医療機関への受診の有無、悪性腫瘍・難病・精神疾患・認知症等の罹患状況）を付加した上で、総合的に判定し、本事業候補者を抽出すること。

ウ データベースの内容開示

アで構築したデータベースの構築手法及び内容について、市が開示を求めた場合は、受託者はそれに応じること。

(2) 保健指導

ア 保健指導候補者の中から、保健指導対象者（以下「対象者」という。）に対し、糖尿病性腎症重症化を予防する保健指導（以下「プログラム」という。）を実施すること。対象者は10名とする。

イ プログラムの期間は、6か月とし、その期間内に2回以上の面接指導及び10回以上の電話指導を行うことを基本とする。

ただし、対象者の状況などにより、協議の上、回数、期間を変更できるものとする。

ウ プログラムは、保健師、看護師の資格を有する専門職員が行うこととし、受託者の直接雇用社員とする。

また、プログラムを行う専門職員は、平成21年度以降に指導開始時におけるCKD腎症3期及び4期の対象者10名以上に対して、個別指導実績があるものとする。

エ プログラムは、次の流れを基本とする。

- | |
|--|
| <p>① 初回指導
初回指導は面接を原則とする。
対象者の生活習慣や主治医の指示内容、治療内容等を把握、分析し、指導計画を作成して、プログラムを実施するための行動目標を設定する。</p> <p>② プログラム中の支援
面接指導及び電話指導を行い、対象者を支援する。
また、主治医と対象者に係る情報共有を行う。</p> <p>③ 最終指導
プログラム終了後、最終評価及び今後のアドバイスを行う。</p> |
|--|

オ 面接指導は、対象者の生活状況等により、土曜日、日曜日、祝日においても対応すること。

カ 訪問面接が困難である場合、市と協議の上、ICT等の情報通信技術を用いて遠隔面接を行うなど、面接の時機を逃さないよう配慮すること。

(3) セカンドプログラム等保健指導

予定している定員に対して参加者数が満たない場合、より多くの被保険者に本業務を実施しQOLの維持向上と透析移行を防止する目的を達成するために、委託者は市と協議の上、プログラムの参加者数が確定した時点で、次のセカンドプログラム①～③又は腎症重症化予防にかかる簡易な保健指導（以下、「セカンドプログラム等」という。）を実施するものとする。

なお、セカンドプログラム等の実施に係る費用は委託料の範囲内とする。

- | | |
|---|---|
| ① | C K D重症度分類G F R区分G 1～G 2程度
3か月間（面談1回・電話5回） |
| ② | 過年度同事業の参加者フォロー
2か月間（面談1回・電話1回） |
| ③ | 過年度同事業の参加者フォロー
1か月間（通知1回・電話1回） |

また、保健指導不同意者のうち、感染症予防の観点から面談を拒絶する者に対して、プログラム、セカンドプログラム等の①及び②については、面談を電話に変更することができるものとする。

(4) 報告書の提出

ア 初回指導終了後、対象者の指導計画を報告すること。

また、初回指導において、プログラムに至らなかった対象者についても報告すること。

イ プログラム終了後、指導内容・人数・評価指標に基づく検証結果等を記載した実績報告書を作成し提出すること。

(5) 受診勧奨対象者の抽出

ア 特定健康診査異常値放置者受診勧奨

(ア) 4(1)アで構築したデータベースに基づき、医療機関での糖尿病の受診がなく、特定健康診査結果におけるHbA1cの値が6.5以上の者を抽出する。

(イ) がん、難病、精神疾患、認知症などの特定の疾患などに該当する者を勧奨除外とできること。

(ウ) 抽出された受診対象者より(イ)により除外となった者を除いた対象者リストを作成する。

イ 糖尿病治療中断者受診勧奨

(ア) 4(1)アで構築したデータベースに基づき、糖尿病の受診間隔、頻

度などから分析を行い、治療を中断している者を抽出する。

- (イ) がん、難病、精神疾患、認知症などの特定の疾患、又は1型糖尿病等指定疾患の受診実績がある者を勸奨除外とできること。
- (ウ) 抽出された受診対象者より(イ)により除外となった者を除いた対象者リストを作成する。

5 成果物に関する要件

事業終了後は、速やかに実績報告書を提出すること。

6 留意事項

- (1) 本仕様書に定める事業に係る実費経費は、全て受託者の負担とする。
- (2) 受託者は4に定める作業が終了後、成果物を提出する。
- (3) 支払いは、請求を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 個人情報に伴うデータのやり取りについては、プライバシーガードに配慮した運送便によることとし、運送業者との契約、手配及び費用負担は発送者が行うこととする。また、発送者は、運送業者によるデータの紛失等についても責任を持って対応すること。

7 その他注意事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。また、プライバシーマーク又はISO27001/ISMSを取得していること。
- (2) 訪問面接時等に発生した事故については、受託者が適切に対応し、市に報告を行うこと。
- (3) 本仕様書に定める人数等に関しては、前年度以前に基づく実績値であり、仕様書に定める委託内容に基づく業務が確定次第変更契約するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、受託者は市と協議の上、決定するものとする。